

## 改定基本構想に位置付ける特定事業について（案）

改定基本構想に位置付ける特定事業は、各重点整備地区に対し生活関連施設・生活関連経路を設定し、以下のような流れで各事業者及び施設設置管理者と調整を図りながら、事業メニューを設定していきます。

○生活関連施設：高齢者、障害者等が利用する建築物、公共交通機関の施設、公園、道路など

○生活関連経路：生活関連施設相互をつなぐ経路

### ■特定事業の位置付けの流れ

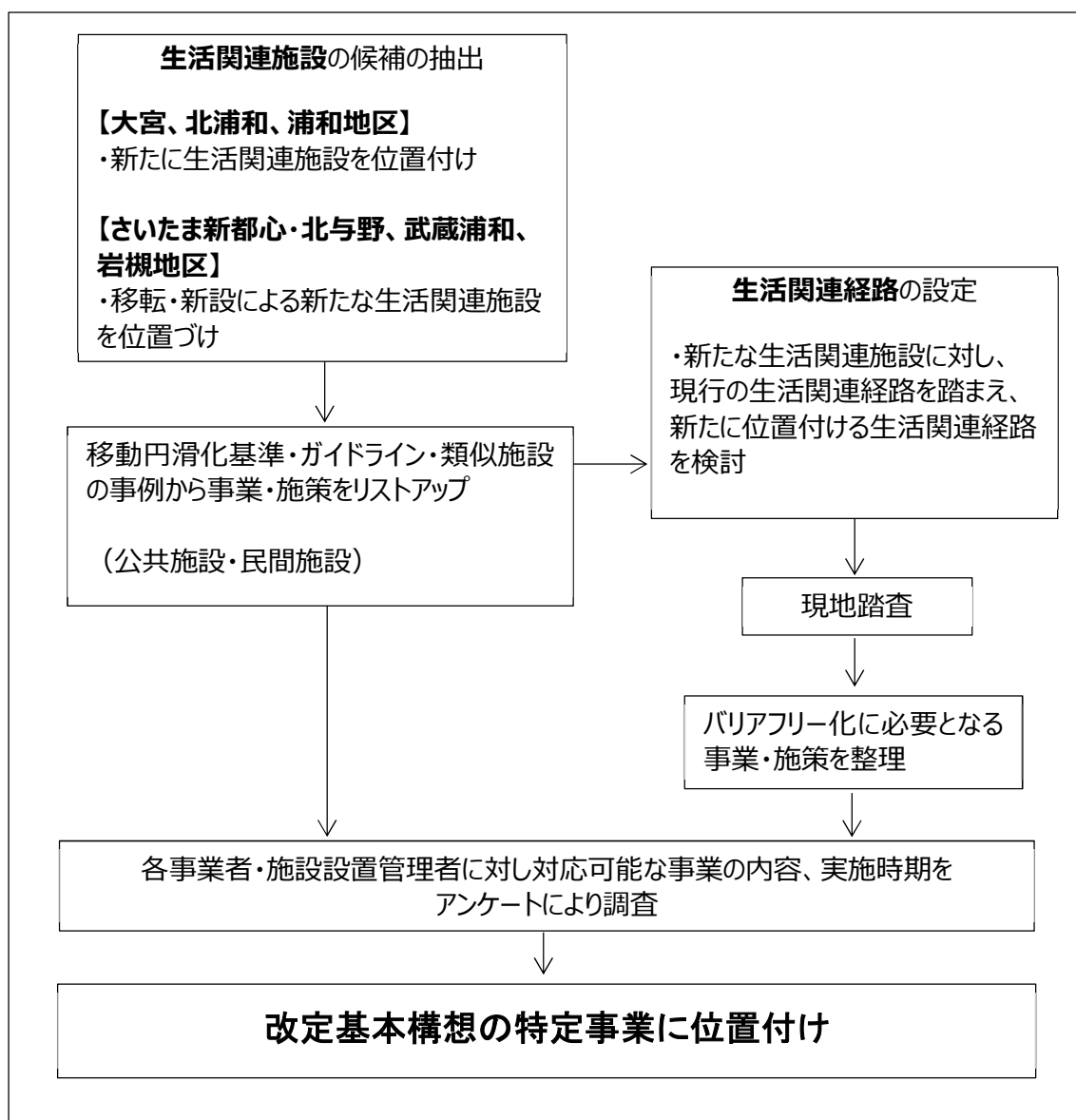
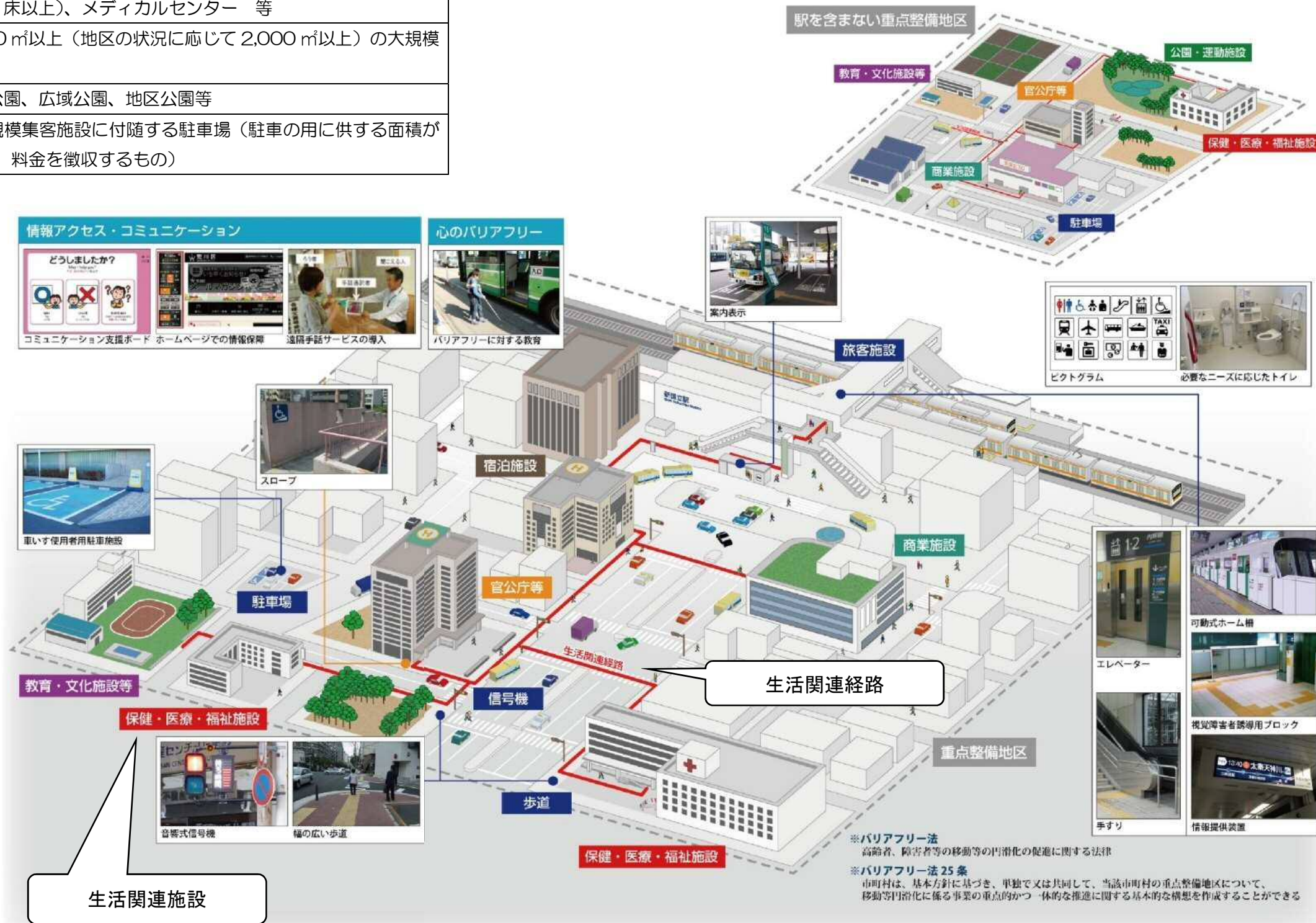


表 重点整備地区における生活関連施設の設定

施設種類	生活関連施設の例
公共・公益施設	市役所、区役所、税務署、健康センター、郵便局（支店）、経路に接する小規模郵便局、銀行、信用金庫、農協 等
文化・文教施設	コミュニティセンター、ホール、図書館、博物館、体育館、会議室、特別支援学校、保育所、大学 等
福祉施設	福祉センター、老人福祉センター、社会福祉協議会、高齢者・障害者施設、シルバー人材センター 等
医療施設	病院（病床数 20 床以上）、メディカルセンター 等
商業施設	店舗面積 10,000 m <sup>2</sup> 以上（地区の状況に応じて 2,000 m <sup>2</sup> 以上）の大規模小売店
公園	総合公園、運動公園、広域公園、地区公園等
駐車場	市営駐車場、大規模集客施設に付随する駐車場（駐車のために供する面積が 6,000 m <sup>2</sup> 以上で、料金を徴収するもの）



出典：国土交通省「バリアフリー基本構想制度の概要」